



太平天國革命期，浙江省における金銭会の蜂起

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 北海道学芸大学 公開日: 2012-11-07 キーワード: 作成者: 藤岡, 次郎 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00000593

太平天国革命期，浙江省における金銭会の蜂起

藤岡次郎

北海道学芸大学釧路分校史学研究室

Jiro FUJIOKA : On the Revolt of Chin-Ch'ien 金銭 Party in *Sekkō*
Province in the Time of Tai-Ping Heavenly Kingdom
Revolution

目次

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> はしがき——史料について 1. 蜂起当時の浙江省の軍情 2. 金銭会の成立 3. 金銭会の発展 | <ul style="list-style-type: none"> 4. 金銭会の蜂起
むすびに代えて——蜂起の条件とその
主体 |
|--|--|

はしがき——史料について

本稿は、太平天国革命中に起つた地方的蜂起研究の一部をなすものであり、前稿「清朝咸豊期間閩南における小刀会の蜂起について」¹⁾の続編というべきである。その目的はこれら蜂起の歴史的必然性（一義的な法則という意味でなく、歴史的諸関連という程度の）や、その歴史的評価にあつたのであるが、以下に見られるようにならざるも成功せず、いわば雑駁な梗概を述べるにとどまつた。その一半の理由は史料の制約ということにも拠るが、主たる理由は勿論私の無能の然らしむところである。他日を期すると共に、大方の御教示を賜りたい。さて表題の如き金銭会の反清的反権力的蜂起について書かれたものは、従来全く見かけない。²⁾恐らくそれはこの蜂起が局地的であり、且つ短期間に官兵と地主階級による団練との協力によつて鎮圧された為に、歴史家の意を惹くに足らなかつたからでもあろうが、いま一つには史料の稀少と無整備によるものと思う。又手許の「東華統録」でもこの蜂起については直接に殆ど触れていない。しかしこれはこの蜂起が取るに足らないものであつたからではなく、後述のように、蜂起当時浙江省全域が疾風の如き太平軍の蹂躪の下にあつたという情況による為であろう。

ただ金銭会蜂起についての史料が従来とても全く見られなかつたわけではなく、孫衣言（道光30年進士、後に江寧布政使、瑞安県出身、金銭会鎮庄に奔走した翰林侍読孫鏘鳴の実兄。）の「会匪紀略」「会匪紀略書後」「又書会匪紀略後」が葛士濬編「皇朝經世文統編」に収録されて居り、その外貌は知り得た。ところが昨年、上海人民出版社から聶崇岐編「金銭会資料」なる資料集が刊本として出版され、金銭会研究に一段と便宜を与えるようになった。これにはもと10種の資料が収められる予定であつたが、そのうち劉祝封の「錢匪紀略」は1995年第3期「近代史資料」に載つているのでそれを除外し、9種だけが収録されている。³⁾従つて資料集としては完全なものではない。しかも刊本としても不体裁な部類のもので、誤植の虞れがないとはいえない。この点でこの資料集をそのまま用いることには、史料操作の上で種々難点があるが、只今の私には劉氏「錢匪紀略」は全く見る機会を持たなかつたし、又前記孫衣言のものを除く他の8種についても原典に当ることができな

つたので、一応そのまま使用させていただいた。ただ誤植の危惧も、この資料集に含まれている前記孫氏3編と、「皇朝經世文統編」(光緒23年刻印)にあるそれとの照合の結果、殆ど誤りを認めなかつたので、⁴⁾ 他にも信を置いて差支えないのではないか、又これら諸史料は、すべて封建的支配階級の手成れるもので、特に人民蜂起については極めて偏頗な見方をもつのが普通である。ただ、この資料中、大半を占め且つ史料として最も根本的なものと考えられる「錢虜爰書」の如きは黄体芳(瑞安人、同治2年進士、選翰林院庶吉士、散館授編修、官至兵部右侍郎、降通政使。)が、金銭会蜂起の顛末について直接目撃した事柄を、日を逐つて詳細に書きつられたもので、その中から激越な敵意の調子を除けば、事件の現象面については極めて確かなものであろう。

註 1) 北海道学芸大学紀要、第一部9の1所収。

2) 管見するところでは、羅爾綱氏「太平天国史稿」巻4表1、会党起義表下に「这一月、浙江金銭会周榮・趙起・潘英等克温州府。尋為清軍擊破。」とあるだけであるが、これは簡に過ぎるし、一月とあるのは後述の如く誤り。

3) 黄体芳「錢虜爰書」、趙之謙「金銭会瑣記」(本名「瑣記」)、孫衣言「遜学齋文鈔」(これに本文掲「会匪紀略」等3編含む。),「平陽県志」(選録),「永嘉県志」(選録),「景寧県志」(選録),「泰順分疆録」(選録),「福寧紀事」(選録),「左文襄公全集」(選録)以上9種。

4) 「皇朝經世文統編」収録の「会匪紀略書後」で趙起とあるべきを、資料集では趙啓となつている。後述のように、これは同一人物であり、趙啓が正しいようである。

1. 蜂起当時の浙江省の軍情

金銭会の反清的武装蜂起とは、太平天国も終りに近い咸豊11年(1861)6月—同治元年(1862)1月の僅か6箇月間に、浙江省東南部の平陽県を根拠とし、北は瑞安県から温州府、西南部は泰順県から福建省の福鼎県に及ぶ地方的人民蜂起を指す。後述のように蜂起の余波は、同治3年頃まで続くが、本稿ではひとまず上記の期間の蜂起のみを扱う。

ところで、この蜂起当時、「財賦の区」と称せられた浙江省全域は、太平軍に蹂躪され、清朝は重大な局面にさらされていた。そこで茲ではその軍情の梗概を述べ、金銭会蜂起との関係について少しく触れてみたい。

咸豊11年3月、太平軍随一の軍政家李秀成は、向榮に代つた和春の江南大營を痛撃して天京への围攻を破り、その後、常州・蘇州・嘉興・松江等の江南における重要城鎮を相次いで占領し、8月には上海の徐家匯に迫り、爾後該地に於て英仏軍及び清軍と衝突し、太平天国にとつて新しい転機を齎すこととなる。浙江省について言えば、その間、李秀成は李世賢をして、安徽省の徽州から浙江省の淳安に侵入せしめ、李世賢は左宗棠麾下の兵勇と干戈を交えつつ、その年のうちに、常山・金華・嚴州・温州・処州・台州・寧波らの諸府県城を次々と攻略し、また11月末には、李秀成みずから大軍を率いて省城杭州を攻陥し、全浙省の重要都市は一時殆ど太平軍の手に入つたかの觀を呈した。それらの軍情については、該地から相次いで天朝に報ぜられ、例えば「東華統録」咸豊11年10月戊寅の上諭には、「賊匪、嚴州等の城を攻陥し、直ちに杭州に備る。偽忠逆等、復た常山・江山に竄陥し、進んで衢州を囲む。浙江の情形業已に全体糜爛せり。」と省城の危急を告げたのも東の間、次いで薛煥の咨に拠り、杭州府城11月28日失守の報が入り、姚体備の稟に拠り、文武の大吏の殉難者多数。数万の潰兵の安徽省への逃避等の事実が陸續と報ぜられ、「東南の大局收拾すること愈々難からん。」¹⁾と皇帝を嘆ぜしめた。陥落当時の杭州府城は、食糧全くなく、争つて死者の肉片を食らう程の惨情を呈した。²⁾ そのときまでに未だ太平軍に攻略されなかつた府県城は、錢塘江上流・江西省寄りの衢州府、太湖西南方の湖州府、甌江河口の温州府、及び嘉興南部の海寧州一城のみであつた。しかも曾國藩が上奏しているように、³⁾ 湖州・海寧は太平軍の制圧の下にあり且つ温州府城は土匪に劫掠され、浙江省における清朝政權回復の唯一の拠点を残すのみであ

つた。このような情勢下で、まさに突如として金銭会の蜂起が見られたのである。

では、上の如き軍情下で、金銭会蜂起のもつ歴史的意義はどのようなものであろうか。この点については勿論軽々しく論ずるわけにはゆかぬ。皇朝には、比較的些細な事件として映ぜられていたのかもしれない。「東華統録」同治元年正月丁亥の上諭では、「温州土匪紛集、恐難終保。」と、一面懸念しつつも、全般的には軽くあしらっている。又同じ咸豊11年11月癸丑の上諭では、「それ温州黄巖等の処の水師、如し調派すべきあらば、則ち杭に去かしめよ。」とあり、既にこの年の8月及び9月に、二度にわたる金銭会党の温州府城劫掠が見られ（即ちこの主題たる蜂起の過程）、11月には瑞安県城が最も危険な状況下に置かれていたのをみれば、ともかく現地の重大さについては顧慮を払っていないように思われる。更に閩浙総督慶端に対し、同年9月頃から朝廷では「援浙之師」をおこすべきを命じていたのに、慶端は福建の「北路喫緊」なるを理由に、12月に至るも尚建寧に駐紮したまま兵を動かそうとしなかつた。この態度に対し、皇帝は激しい憤りを示し、「浙江省城、困を被ること日に兩月を逾え、卒に糧尽き援絶え、匪に攻陥せらる。奏を覽るに、曷ぞ憤懣に勝えん。閩浙総督慶端、身兼圻に任たるに、遷延して進まず、以て杭城失陥するに致る。実に救援力めざるに属す。慶端即ち革職著む。」⁴⁾と諭示した。慶端が救援を拒める理由としての「北路喫緊」が、金銭会の福建省北境侵犯であることは、彼の「平陽会匪竄陷福鼎、北路喫緊。」⁵⁾の語によつて明らかだが、事実この「閩省北門鎖鑰」⁶⁾たる福鼎は、少くとも9月末から11月23日まで金銭会蜂起軍の手中にあつたのである。⁷⁾それはさて置き、慶端にとっては、皇帝の叱責の如き単なる彼の「思慮」のために北上を肯じなかつたのではなく、金銭会の福鼎来犯を極めて重大視していたのかも知れぬ。この点の真実は不明であるが、前記した東華統録の記載の仕方から考へて、清朝がこの蜂起を仮に軽視していたとしても、それはただ、当時期の太平軍或は捻党の活動との比較に於てのみ、そのように観取されたと考えた方がよくはないか。換言すれば、それ程浙江省に於ける太平軍の動きは激しく、清朝にとつて死活の重大事であつて、金銭会の如き地方的蜂起を顧慮せしめない程のものであつたからであろう。

では金銭会と太平軍とは如何なる関係をもっているか。勿論それは太平軍の分股でもなければ、両者間に、直接的な関係があつた様子は全く見られない。しかし金銭会の「蜂起」は太平軍の浙江省進入に誘発されたいことは、「金銭会匪之初起、輒自言粵賊号令。」⁸⁾などによつて推測し得る。また金銭会が生れたのは大体咸豊8年らしいが（後述）、この年の3月には、いわゆる「楊韋構難」後、洪秀全とも袂を分つて独自の行動をとつていた石達開が、江西省から浙江省に来犯し、浙江省の西部及び西南部の諸城鎮を相次いで攻略し、7月福建省に進出するまで浙省に重大な脅威を与えていた。⁹⁾この点から憶測して、金銭会の創始そのものも亦、石達開の軍行動に何らかの刺戟を受けた結果といえるかもしれない。

ところで「金銭会瑣記」には、金銭会が温州府城をめぐる戦闘に敗れた後、会徒10をして奪取した道印・府印を太平軍の陣營に献上せしめ、大平軍の温州府城の占領を求めた。時に太平軍は処州入城の際であつたが、太平軍では、既に汝等によつて寇掠を受けた「已空之城」を取らんことを勧めたのは、まことに遺憾至極だとして8人を斬り、2人に印を持たして帰らしめ、その要請を断つた、とある。¹⁰⁾しかしこれはどうも真実ではなさそうである。というのは、他の史料にはその事につき全く触れられていないということはさて置き、「泰順分疆録」に、翌同治元年2月「青田・景寧相繼失守、会匪余党引之入温。連攻永・瑞二邑。」¹¹⁾と見え、さきの軍使の件からこの時まで——即ち鎮圧された直後の金銭会の残党による太軍の温州府城への嚮導の時まで、僅か数ヶ月しか経つてないからである。

また趙啓・蔡華らの会首たちが、蜂起失敗後、身を太平軍に投ぜんとしたが如きは、¹²⁾蜂起の発

展途上で次第に太平軍に接近しようとした態度を窺い得る。しかしこれとて両者間の緊密さを証明する程のものではなく、その点でさきに直接的には関係がないといつたのである。ただこういうことが言えはしまいか。太平軍の方はともかく、金銭会側から言えば、前述の如く、その発展途上で次第に太平軍に接近しようとしたのではないかと、さきの「金銭会瑣記」が、何らか事実を根拠にして書かれているとしたら、太平軍側が「已空之城」なるが故に「犯温」を拒否したり、金銭会の軍使を斬つたということにあるのではなく、金銭会側が積極的に太平軍に結びつかんとした態度にその真実があるのではないだろうか。

- 註 1) 3) 東華統録、同治元年正月丁亥
 2) 談浙卷2、談咸豐11年11月28日杭州復陥12月初1日滿城亦陥(中国近代史資料叢刊「太平天国」Ⅵより転引)
 4) 東華統録、咸豐11年12月戊寅
 5) 同上乙丑
 6) 福寧紀事(資料集 p. 124)
 * 以下、算用数字でページ数を示すものは、すべて前記「金銭会資料」集のページをあらわす。
 7) 「遜学齋文鈔」会匪紀略の9月末頃の事情を叙した中に、「平陽賊已分党破福鼎矣。」とあり、又「錢虞爰書」の12月16日の記事中、総兵秦如虎の翰林侍読孫鏘鳴に与えた文書中の言葉として、「前月23日克復福鼎。誠斬会匪数百。」とあるに拠る。
 8) 「遜鈔」(遜学齋文鈔の略、以下同) p. 72
 9) 談浙卷1(前記「太平天国」Ⅵ)参照
 10) p. 45
 11) p. 100
 12) 「遜鈔」に「瑞安賊首蔡華亦由山路逸、将走青田投粵賊。…趙起(趙啓)逸出從粵賊、復逸至玉環、被獲、磔死。」(p. 59)、「平陽県志」に「趙起逸出從粵賊。」(p. 83)

2. 金銭会の成立

「金銭会匪、咸豐8年に起る。筆を売る者に金華の周兆栄有り、青田に流寓す。粗々字を識り、卜卦を能くし、妻を青田の小溪に娶り、妖術を以て人に喫菜を教う。其れ教に入る者、錢250を沸湯中に投じて煮、焚くに符呪を以てし、湯を取りて之を飲めば、刀棒も傷つく能わず、之を銅錢壯と謂い、永嘉の青田の山中に聚まる。是時粵賊已に処州を陥れ、村民寇を引くを懼れ、一夕衆を糾めて之を掩い、其の巢を燬く。而して青田の令亦兆栄を捕うるを名とすること甚だ急なるにより、兆栄遂に温州に走り、流転して平陽の錢倉鎮に至り、名を周栄と曰う。趙起(趙啓)¹⁾は錢倉の埠役にして、店を設けて以て客を寓し、嘗て結盟拜会を以て諸悪少年を聚む。既にして周栄至り、復た衆を聚め錢を斂めんことを謀り、自ら金錢7を山中に得、後当に貴なるべしと云う。是に於て奸民朱秀三・謝公達・繆元・張元・孔広珍・劉汝鳳等8人と、合謀して金銭会を為り、而して先ず錢倉汛の外委朱鳴邦を誘い入会せしめ、錢倉山の廟神に依託し以て衆を惑わす。入会者は錢500を会首に納め、則ち廟神に詣り、約に負くこと無きを誓う。人ごとに大銅錢一枚・紅帖条約一紙を給せられ、少長老幼となく皆相呼びて兄弟と曰う。其錢文は金銭義記と曰う。其帖は八卦に分ち、卦は3,000人を以て起^{はじ}め、数たる5—6,000人に至る。以て声勢を張る。又自ら賊渠白老三なる者、平陽人にして、陰かに授くるに号令を以てし、入会者は賊の禍無しと云う。是に於て従う者日に衆く、平陽の商賈・官民、賄を以て偽錢を購うに至る」

上の長文は「遜学齋文鈔」中、「会匪紀略」に見える金銭会創始に関する記述である。これに拠ると金銭会は、金華県の人周兆栄なる者が、青田県から平陽県錢倉鎮に流転後、周栄と改名し(官憲の捜査を通れる為か?)該地に於て趙啓を知り、趙啓に謀つて金錢7箇²⁾を得たと称し、且つ他日それが大いに昂貴なるべしと宣伝し、更に朱秀三ら6人を交えて、ここに金銭会なる一種の呪術的秘密結社をつくつた。又、平陽の白老三なるもの、宣伝これ努め、入会者は太平軍に劫掠を受け

ぬと言つたために、平陽の商賈官民の競つて入会するもの増し、その勢力は次第に大きくなつた。入会者は金銭義記なる私鑄³⁾の大銅銭1枚・会則記載の紅帖1紙を受け取り、長幼の別なく、すべて兄弟と称した。その帖は八卦とし、卦は数千人から成つた。⁴⁾ところで金銭会の結成は、前掲史料では咸豊8年(1856)とあるが、同じ孫衣言の「奉直大夫中書科中書銜平陽楊府君墓誌銘」⁵⁾には「咸豊9年、平陽奸民8人聚錢倉、自言受粵賊号令、誅鄉民結盟為会。」とあり、1年のズレが見られるが、その何れが正しいか決めかねる。⁶⁾

金銭会は上記の如く、勿論周榮・趙啓ら8人の合謀によつて生れたものであろう。しかし趙啓らに逢う前の、青田に於ける周榮の行動、又「会匪紀略書後」に、「咸豊7・8年の間、粵賊既に浙の東西を縦横す。而して州県、群小人を挟かし、之を困しむるに捐輸を以てす。民間始めて怨む。然れども亦未だ嘗て敢て官に抗せず。会匪の乱、実に客民周榮なる者より之を倡う。」とあるのを併考すれば、金銭会創立の構想を樹立し、且つそれを中核とした反清反権力的蜂起を推し進めた最初の人には周榮であつたと考えられる。ところが、「資料集」全般に亘つて見るに、蜂起後の周榮の活動は全く記載されていず、蜂起潰滅の時尚「未獲者」と報ぜられ、蜂起途上及び潰滅後も生存していたと考えられるフシがあるのに、その行動は杳として不明である。金銭会側の資料が絶無であり従つてその内部事情や会徒たちの経歴などがよく判らないのは仕方ないとしても、前掲史料に見えた8人の創始者のうち、趙啓・朱秀三、特に趙啓についての記載が多いのは、蜂起の根拠地が彼の本郷・平陽県錢倉鎮であり、⁷⁾周榮を除く他の6人も彼と同郷の人であり、しかも金銭会成立前既に当地に於て「結盟拜会」の首謀者であつたからであろう。従つて金銭会の発展過程の中で、客民たる周榮は次第に会の中核から疎外され、会のイニシアティブは周榮から趙啓に漸次移つていつたためではないか。8月27日、温州府城攻撃に当り、「趙啓在沙坪娘娘宮戲台上点一万人、分10隊、……趙啓頭上白布、身穿白短袷・白帶、歸頭隊乾字号、其人最多。」⁸⁾と見え、一種統轄者の態度を取っているのはそれを物語るようである。また周榮のみならず、趙啓・朱秀三を除く、創立当初の他の会首たちも、史料の上からみて何となく影が薄く見えるのは、蜂起後、後に見るように蔡華⁹⁾・潘英らの実力者が入会し、会をリードして行つたためでもあろうかと考えられるが、しかしどこまでも「集団指導」的色彩が強く、決して趙啓や蔡華など一部の人の独裁的傾向は、少くも史料の上からは見られない。

註 1) 「資料集」中、趙起とあるのは「遜鈔」「平陽県志」「永嘉県志」。趙啓とあるのは「錢虜爰書」「金銭会瑣記」「泰順分疆録」「福寧紀事」「左襄文公全集」。景寧県志には記載がない。そのうち根本史料である「錢虜爰書」に拠つて、趙啓とするのが正しいと思う。

2) これがどんなものか、全く不明。

3) 「周榮……与趙・朱等私鑄金銭、招村民入会。」(錢虜爰書、p. 1)

4) 「遜鈔」(p. 70)に、「8人(周榮・趙啓等8人)者各為一卦、卦各數百人、輒号称數千。」とあり、卦に含まれる員数は、本文掲のとは大分違う。

5) 前註と同。

6) 「平陽県志」も、金銭会創始の年は咸豊8年となつてゐるが、註記の文は「会匪紀略」と同文であり「平陽県志」(中華民國14年刊)は、「会匪紀略」(同治5~12年刊)に拠つたと考えられるから、これを以て咸豊8年創始とする援用史料となすわけにはゆかぬ。

7) 「錢虜爰書」(p. 1)に、「每入会者、先詣趙啓飯鋪受金銭一。出制錢500文、歸諸会首。」とあるように、趙啓の飯鋪は參謀本部的機能を果していたのではないか。

8) 「金銭会瑣記」p. 44

9) 蔡華については後述するが、同上史料に、「金銭会匪中有蔡華者、選拔貢生也。隨賊首趙啓為变、一切調度皆出其手。……略知軍事、非能事事洞曉、而用之。」と見えるように、彼は蜂起軍の經濟的支柱をなしていたし、又極めてめて直觀的に事態を正しく把握する能力を有していたようである。

3. 金 銭 会 の 発 展

さて、以上の如く成立した金銭会は、如何にして発展膨脹を成したか。「錢虜爰書」には、「会を立つるの時に当り、長毛を捍御するに托して名と為し、私かに精忠保国の印を刻し、故以に衆の惑う所と為る。」とあり、続いて、しかし当時はなお法令が厳格であつた為、数年間は蓄謀して蜂起の気配を全く示さなかつた。ところが、翟惟本の平陽知県接篆後、吏治弛み、その為諸会首は次第に官府を易り、錢倉江の南北沿岸一帯は、公然と「醱飲焚香」するに至り、咸豊9年に至るや、漸次瑞安県西北郷、金谷山・小篁竹からの貧民・賤業者間¹⁾に蔓延し、党勢はいやが上にも挙つた、とある。

又彼ら会首たちが早くから地方の胥吏官員武弁らに取り入り、それと結んでいたのは、「遜鈔」に、「周溶(周米の誤であろう)・趙起の輩、無頼なりと雖も、然るに計頗る狡にして、已に各營の弁兵及び府県署の胥吏と勾結し、又平時衙署に出入する紳衿、皆蹤跡有り。¹⁾官の意旨挙動、府県城の虚实、其情皆賊に潜輸す。」²⁾とあることによつて知られるが、そのことに關し趙啓の飯鋪が大いにその機能を果たしたことであろう。³⁾もともとそれを取締るべき任にあり、権力機構の末端にある地方の小役人や下級武官が、反官的反権力的な秘密結社としての金銭会と結ぶことは一見奇異にも見えるが、地方官庁の小官小吏は元來出自に於て結社内部の人達とさしてかけ離れたものでなかつたろうし、金銭会側からいつても、その草創期に於ては、それが発展する為に、いわば「革命の敵」側に喰い入ることによつて、当座敵の鋭鋒を避け、又緩兵の策を講ずる必要に逼られていた。このことは恐らく多くの蜂起の草創期に見られる現象ではないだろうか。⁴⁾従つて蜂起が発展途上で真に強さを發揮し、その性格を明らかにする為には、何れその様な不純分子を排除する必要がある。

そのことについては後述することとして、以上の如く、当面敵側の戦列を乱す策戦としてとられたと思われるものに、金銭会が蜂起直前に所謂「義団」として、官から公許された事実がある。即ち「平陽県志」には、「(咸豊)11年辛酉春、署巡道志勳・署知府黃惟誥、県をして趙起に牒を給して団練と為さしむ。趙起旗を城南に建て、(平陽知県)翟維本(史料によつては翟惟本ともある)及び副將王顯竜に迫り、共に旗を祭らしむ。民、『官皆賊に従う』と謂うも、争つて偽錢を受く。⁵⁾とあるのがそれである。ところで金銭会が「義団」とされた経緯については「錢虜爰書」に次のようなことが記されている。即ち平陽県人で、はじめ趙啓らの下にあり、のち趙啓と隙を構えて分派を作つた王秀錦なる者があつた。この王秀錦の「分派」金銭会に所属する平陽の棍徒、程殿英が、咸豊11年の春、* その姪たる某の死刑に処せらるべき者を獄中から奪取した事件があつた。これに対し、趙啓等が隊を率いて、程殿英一族の房屋を数箇所毀し、その服物山積するを焚いた。これによつて王秀錦の分派金銭会も必然的に衰微するが、それはともかくとして、この趙啓等の行為に県令翟惟本はいたく感激し、これに金帛を与えて犒うと共に、これを義団に充てた。その後会徒の驕恣横行する者があつたが、官ではこれを不問に附し、翟惟本も禍の己に及ぶのを懼れ、江南团长朱漢冕の議に従つて、金銭の二字が適々金郷・錢倉の二地名と合致していることに附会し、再三に亘つてこれを郡に勧めて遂に義団に改めしめた。従つて趙啓らの会首たちは屢々公署に出入し、城内に於ては諸紳民を煽惑し、王秀錦の衰えと共に、今までそれに従つていた万金から瑞安の境界に至る地域は、改めて趙啓らの金銭会に歸し、林垵・郭夏らの処の不逞の徒輩はすべてその羽翼となるに至つた、⁶⁾とある。義団となつた経緯については、「会匪紀略」には些か異つた事情を記述してあるが、⁷⁾孰れにしても蜂起直前に団練となつたという事実に於ては變りはない。このように金銭会が「義団」となつたことに対し、豪紳で翰林侍讀たりし孫鏘鳴は、夙に趙啓らの異志を察し、「団練は、各々其郷を団とす。今賊方に党を遣わして四出し、偽錢を播き、營弁・衙役及び郡邑の群小人と結ぶ、その意果して何ぞぞ。而して官これを団練と謂う。此れ淮の南北の覆轍也。深思せざる可

からず。」と道府に建言し、時に浙江巡撫たりし王有齡にも訴えたが、結局取り挙げるところがなかつた。そこで孫侍読は、官の恃むべからざるを察し、金銭義団に対抗し、それを鎮圧する目的を以て、別に郷村毎に義団を設け、人ごとに白布一方を給して号となし、凡そ入団者は入会（金銭会へ入ること）を禁ぜしめた。その為少しく瑞安県民の中には、会を脱して入団を求むる者が出たという。⁸⁾

註 1) このところは「会匪紀略」(p. 47)に、「金谷山・小篁竹者、瑞安江上流、去城60里。民多業椎埋。」に拠つて、かく表現したが、実は「椎埋」の意はつきりしない。「辭海」には、集解に徐広を引いて「椎殺人而埋之、或謂發冢」とあり、王先謙は「發冢」の義の方がよいとしているが、「發冢」を取つても、それを業とするということは些かピンとこない。しかし何れにしても賤業の貧民であろうと思われる。

2) 「遜鈔」p. 73

3) 「左文襄公全集」p. 203に、「趙啓未為匪以前、在前倉開飯鋪。革弁公幹往來、曾經住歇數次。」と見え、取務上往來の武弁が屢々趙啓の飯鋪に宿泊していたようである。

4) 福建省東南部小刀会の蜂起に当つても、その点は全く同じであつた。(はしがき註1参照)

5) p. 81

6) 同上 p. 2

* 尚文中咸豐11年とあるところは、「会匪紀略」では咸豐10年となつている(p. 48)。

7) 即ち、趙啓が平陽県城に入るや、その行動について道府、即ち巡道と知府は頗る疑念をさしはさむに至つた。その上咸豐11年2月に、起党者馮阿三なる者が温州府城に潜入し、それを捕え調べた処、各城門の鍵を持っていたので、道府は驚愕して平陽知県翟惟本を詰問したが、翟惟本は自分が賊を平陽県城に招いた立場を弁護する必要から、馮阿三は王秀錦の徒輩であつて、趙啓に関係するものではないことを主張した。更に奸人某が、道府と翟惟本との間を調停し、賊に団練の名を假し、以て会を練となさしむべきことを翟惟本に勧め、遂に道府からその許しを得たとある。(p. 48)

8) 同上同頁

なお孫鏘鳴の団練は「安勝義団」と称し、団勇の号衣たる給与の白布にその四字を上書した。しかし金銭会側ではそれを安勝義団とは呼ばず、「白布会」と呼び、一般に民間でも「白布会」と称していたのを見れば、当時の状勢では、一般民衆の間で、むしろ金銭会を正統な義団と見做していたようである。(「錢虜爰書」p. 9及び「遜鈔」の「湖石團練義民表叙」p. 80参照)。

4. 金銭会の蜂起

蜂起は咸豐11年6月26日、趙啓・朱秀三らが会徒数千人を率いて、瑞安林垵の団董たる陳安瀾一族を襲い、貲財を劫掠したことに始まる。¹⁾ 陳氏は「服物玩器輦負滿道」²⁾ 「世雄於貲」³⁾ といわれる程の豪紳大姓であり、太平軍を防ぐ目的で、前年県牒を受けて飛雲江の南岸に団練を創つてゐた。⁴⁾ しかし太平軍を防ぐ目的の団練が、自覚に不利だと考えた金銭会徒の金子蓉⁵⁾・陳丙式なる者あり、衆を糾めて団練旗を抜き、それに代えて金銭会団練旗を樹てた。陳安瀾がその事を郡に訴え、郡から金銭団練を探查するために密偵を出して、偶々林垵の地保で且つ会徒たる鄭歩高を捕えた。趙啓はそれに激怒し、直ちに陳家を襲い、その蔵書及び宗祠の香火を尽く園囿中に投げ棄て、併せて附近の民居30余所をも焚掠し、彼らの態度を漸く鮮明にしたのである。⁶⁾ 陳安瀾・金子蓉の構隙、及びそれによる趙啓の陳氏襲撃の動機について、「左文襄公全集」には、⁷⁾ 「因瑞邑林垵股戸李子榮(前記金子蓉のこと)陳安瀾先入金銭会、紳士朱肅勸令改入白布会。陳安瀾允、李子榮堅執不從。朱肅邀同陳安瀾至李子榮家、倡令繳出金銭。李子榮訴於前倉会党趙啓、糾衆將陳安瀾房屋拆毀、以致激成事端、互相報復。」と見え、恰も個人的な対立意識から相報復するように記されているが、矢張り前述したように理解するのが正しいであろう。この「左文襄公全集」の記述を見ても、いかに該地域の有力者を夫々自己の陣營側(即ち白布会と金銭会)に組み入れるかが重大であり、そこに又いささかの階級対立を垣間見るような気がするのであつて、単なる個人感情によつて行動せる、いわば縄張り争いの蜂起ではなかつたであろう。しかも蜂起に際して、趙啓は急拠、平陽県城より金銭会の根拠地たる錢倉鎮に戻り、夜間党与を嘯集したる処、時に酷暑の候、早稻の將に

稔らんとする多忙な時期に際会していたにも拘わらず、思いがけなく諸郷から酷暑を冒して蟻集する者 3,000 余人であり、遠くは福建北部福鼎から馳赴する者あり、そのため北山廟中に、「人声鼎沸、香煙蔽空。」という勢を示した。⁷⁾ 8月2日、金銭会は再び、雷洸の温和鏘一族数十家を焚掠した。⁸⁾ 温氏は、「雷洸大族」⁹⁾ 「雷洸尽温姓、合漁塘及三大廠丁壯不下 5,000 人……強盛之勢甲於平陽。」¹⁰⁾といわれるように、雷洸を中心に漁塘・三大廠に亘つて同族的結合をなしていた勢豪であつた。4月の間、温氏は県牒を貰つて一族による団練をつくり、彼らに決して金銭会に入会せざることを誓わしめたため、諸会党も敢てその境を擾することなき強盛ぶりであつた。¹¹⁾しかるに今や趙啓らの焚掠に遭つたのであるから、この報はその地域の大家殷戸にとつて、極めて衝撃的なものであつたであろう。そこで温和鏘らは府城に赴き、道府に向つて「賊勢猖獗、荼毒良民。」¹²⁾と言ひ、期限づきで官兵の救援進発を請うた。しかるに道府は、「堅く兵力の單薄なるを以て辭と為し、賊を誅するの意無」¹³⁾く、次いで刑部主事黄体立も、その事実を知府黄惟誥に訴え救援を求めたが、黄知府は「殺人放火、報復之常、禍皆由団練、無与郡県事。」¹⁴⁾と言つて、單なる械鬪と見て取り合なかつた。

さて、8月11日には金銭会について、「日招亡命、磨刀置械、豎帥字黒旗於錢倉、將大舉。」¹⁵⁾との報が流れ、陳氏、謝氏らはさきに劫掠された残余の質を傾けて、この蜂起を阻止せんとし、侍読孫鏘鳴に因つて輾轉挪借して数千金を得、台州船30余艘を雇募し、武拳人游飛鵬らをして其船を統率せしめ、分道して錢倉鎮を攻撃せんとした。かくして17日、台州船は錢倉江を進み、遽かに金銭会の拠点を攻めた為、不意打をうけた趙啓ら諸会首は、各々大旗を手にして北山上に逃げ、衆を麾いたが、衆に闘志なくて招きに応ぜず、ために趙啓兇懼して神に禱り、將に自尽せんとした。しかし仲間を制止され、且つ攻撃側も足並みが揃わなかつたために、会党側はその急場を切り抜けることができた。次いで20日には金谷山の会首潘英らの会徒 1,000 余人は、前記「安勝義団」の孫鏘鳴の家を襲ひ、「家質及御賜特頃刻皆尽。」という劫掠を行い、また24日には朱秀三も、衆を率いて平陽県城外の游飛鵬及び附生余書勲らの房屋、並びに余氏の書塾をも燔き払い、連りに附郭の諸紳縉富家を襲つたのである。更に27日には瑞安の選拔生で、家田7・8頃を有し、趙啓と合夥の蔡華が、嶼頭に於て叛旗を翻えし、翌28日には趙啓らと会党 2,000 余人を率いて温州府城を犯し、城内の各鋪戸及び各紳富 1,700 余家を焚掠した。時に巡道志勲は前日来、教妓を挟んで酣酔のさ中であり、變を聞くや周章狼狽、漸く難を樂清に避けた。この府城侵犯によつて、遂に永嘉場印・道印・府印は俱に賊手に入つた。茲に於て知府黄惟誥も、始めて「己所謂義団者、即逆賊」なるを悟つた。
* その日蜂起軍は一旦温州府城より退去し、9月4日再び該城を犯したが、武弁徐文久らの逆撃に遭ひ、再度退去を余儀なくされるに至つた。しかしその間は平陽県から瑞安県に至る地域はすべて会党の爪牙たる有様であり、平陽県城内の質庫・槽坊・市肆は金銭会の搜括によつて殆んど空となり、軍械も半ば営中から奪取したものであつた。一方瑞安県民の道府に対する要請に応じて温州府より差遣された徐文久らも、兵勇 5,000 余人を率いて続々至り、また千総孫純良も兵勇及び瑞安城中の義団を率いて南岸の会徒を攻撃し、僱船たる広東艇・合鈞船も数隻至り、27日には会党の根拠地嶼頭を三方面から攻めたが兵勇の怯懦、広艇の闘志なき理由によつて、会徒を潰滅することはできなかつた。しかも当時巡道志勲は総督の敕札を奉じていたので、已むを得ず瑞安に来て広東艇らを督戦していたが、懼怯にして賊を畏れ、且つ広勇も亦素より志勲をあなどり、無暗に軍餉を求むるのみで、内紛の徴、歴然たるものがあつた。かくて10月中旬、先ず台勇が戦列から脱落し、次いで志勲も広艇に乗つて遁去し、「瑞安城中、守益單」¹⁶⁾く、又24日には湖石団練を作つて、屢々金銭会徒を破つた張家珍も戦死した。そこで蜂起軍はその事実を探知するや、直ちに翌25日には海盜船(石子鼻船)7隻を以て江を渡り、2万余の大軍を以て一挙に瑞安県城攻略を行わんとした。「剽

悍尤甚」しき海盜の活躍目醒しく、27日の激戦によつて瑞安城は「城東南西、黒霧漫天、日光為晦、徧地惟黃塵漠漠。城中人相顧皆失色、有訛伝城已陷者。婦女望空泣拜、哀声震天。」という惨情に陥つた。しかしこの時も決定的な打撃を与え得ず、約10日間の攻防の後、漸く11月6日至り、蜂起軍側に敗色の徴が明らかになつて来た。即ち当日 永嘉前令高樑材の率いる広艇4隻救援に来り、また瑞安東北諸郷の附生・武生の反撃により、会首の一人朱秀三は戦鬪に敗れて自尽し、その日、蜂起軍の死者殆ど3,000に及び、「賊勢自是大挫」くに至つた。更に14日には、閩浙総督慶瑞の命を受けた張啓焯の閩勇1,000余人が来援した。啓焯はさきに諸蟹に於て太平軍と戦つて利あらず、殆んど軍械を失つていたので、その間暫く温州府城に来り、孫侍読の調達せる錢4,000緡を以て戦船10隻を建造し、着々反撃体制は完成され、且つ24日には閩餉2万両、火薬数千觔が福建省より啓焯の手にとどいた。かくて物量を中心とする彼我の形勢に漸く逆転が見られるに至つた。

即ち啓焯は12月15日には戦船10隻を以て金谷山に進剿し、且つ呉一勳らの団董を以て祇陀山の会党を会剿せしめた。その為24・25日の間には、金谷山を中心とする会党は、会首蔡華と共に西方に敗走を余儀なくされた。更に29日には総兵秦如虎が、会首の一人謝公達を生擒にし、勢いを駆つて平陽の文武官に檄して「逆首」趙啓を速かに擒にして官に送らんことを責めた。そこで翌同治元年正月2日には、平陽県副將王顯竜が趙啓を誘つて平陽城を出たところ、行途秦如虎の兵至ると聞いた趙啓は、遂に逸去して**「從粵賊」わんとしたが、玉環にて捕えられ、磔死し、又さきに敗走した蔡華も同様青田に至り「投粵賊」ぜんとしたが、永嘉の界で捕えられ趙啓と同じく磔死の憂き目に遭つた。そこで3日には秦如虎の軍平陽に入城し、4日には張啓焯の軍が会首潘英を生擒し、周榮・繆元・張元ら3・4人を除く他の会首も尽く誅殺され、茲に約半年に亘つた平陽県金銭会の蜂起も、一応潰滅するに至つたのである。¹⁶⁾

以上で主題とした金銭会蜂起の経過については終るが、既述の如く翌2月には、青田・景寧を陥れた李世賢麾下の太平軍が、この金銭会の余党の嚮導によつて、温州府城並びに瑞安県城を攻撃したことが史料に見える。

ところで、同治2年5月福寧府知府として到任した程榮春撰録の「福寧紀事」巻首には、「咸豐11年、平陽金銭会匪、閩境に闖入し、福鼎県城に竄擾す。」と見え、又同書、紀事では「甲子(同治3年)5月15日、平陽紅布会匪、寧を擾するの謀、猝かに露わる。」とあり、匪首平陽人趙辛以下数名、その他の匪目、内応せる股首等夫々数名づつ挙げている。これに拠つて、さきの平陽県を中心とする蜂起は福建北部までその勢力を拡げていたことが判るのであるが、「由平至郡必由之路」¹⁷⁾たる福鼎が金銭会徒の手中にあつたのは、第一節註7に掲げた史料によつて判明するように僅か2箇月のことであつた。孰れにしても、咸豐11年末を以て一応潰滅した金銭会は、その後仮に潜在的力を有していたとしても、該地域での表面的な活動はなされず、従つて前記したように、茲ではひと先ず、後に蠢動を見る同治3年5月の福寧占拠のうごきを、考察の対象から外したのである。

勿論両者の間に、何等の繋りもないなど言うのではない、即ち史料には、「平陽匪首尚在り、往年福鼎を陥れ、温州を掠む、殲除すること淨からざれば、今日の逆謀復た熾んなるに致る。」¹⁸⁾と見え、また「浙江平陽県金銭会余匪、復有蠢動。」¹⁹⁾とあり、当時既に紅布会、更に八卦会と名称を更えていたとしても、²⁰⁾金銭会が完全に消滅していたわけではなかつた。程榮春の「稟」²¹⁾に拠ると、同治3年の動きは周到な準備と、相当大規模な計画の下でのものと受け取れるし、また「其の擾城を謀るを定むるや、遠きは11・2日(同治3年5月——前記の如くこの月の15日には蜂起の予定)、遠きは13・4日、平陽より分路来寧し」²²⁾・「(福寧府)四郷の客民の情を知りて会に入る者……約計するに万余戸を下らず。」²³⁾とあるのを見れば、この時の会党も依然として平陽を根拠地としているし、指導者もそこから来寧した者であることが判る。ただその動きは官側の事前の処置に

より、指導者たちは一網打尽され、蜂起は未然に防止されたのであつて、その点から考えて、茲ではそれについて充分には論及しないことにした。

- 註 1) 2) 「銭虜爰書」 p. 1
 3) 4) 「平陽県志」 p. 86
 5) 「銭虜爰書」には李子蓉, 「左文襄公全集」では李子榮とある。
 6) 「遜鈔」会匪紀略, 及び註1) 参照
 7) 註1) 書 p. 3
 8) 12) 13) 15) 同上書 p. 6
 9) 「平陽県志」 p. 85
 10) 11) 註1) 書 p. 4
 16) この蜂起の模様は、日々の戦況を日記体に記述した「銭虜爰書」を主として用い、且つ補足的に「遜鈔」中の「会匪紀略」以下の諸史料、及び「平陽県志」中の「人物志」を利用した。ただ煩を避けて本文中カソコ引用の箇所について、一々註記をしなかつたのでお断りしておく。
 * 道府印を会徒に奪われ、瑞安県城をめぐる戦闘が酣の頃に至つても尚、志勲や黄惟誥らは、「志勲亦悪言剿賊」とか「(黄)惟誥在瑞名弁賊、然猶冀以撫以諱飾、言剿者輒為所沮。」(「会匪紀略」)。同様な文が「銭虜爰書」にも見ゆ。)とあるように、「剿賊」への積極的態度どころか、むしろ「庇賊」といえるような奇怪な態度であつたが、これは志勲、黄惟誥が平陽知県翟維本の請によつて金銭会を義団とした自己の誤を隠庇するためのポーズであるか、その他の理由によるものか、只今不明。
 ** 「会匪紀略」には、趙啓逸去の理由について「或曰、(翟)惟本、(王)頭竟懼泄通賊状、陰縱之也。」とある。
 17) 「福寧紀事」 p. 123
 18) 23) 同上書 p. 110
 19) 同上書 p. 103
 20) 「夫紅布由於金銭」(福寧紀事, p. 186), 「平陽紅布会匪改名八卦会。」(同上書 p. 146), 「平陽県属金銭会匪, 分散紅布, 改名八卦会。」(同上書 p. 104)
 ところで紅布会の会首は、平陽麻埠の團董林孔葵であつた。議事は一切彼の自宅で行われ、近傍から召いた平陽人に、紅布・旅費・雨傘を支給して蜂起に備えた。彼はもともと「金銭漏網会匪」のひとりで、同治2年金銭会を紅布会と改称した。(同上書 p. 137)
 21) 「福寧紀事」の資料集に掲げられた「稟」の全般に拠る。
 22) 同上書 p. 106

「むすび」に代えて——蜂起の条件と主体

金銭会の蜂起がどのような条件の下で生起し、またどのような目的を持つていたか、それは太平天国が、「救世」「醒世」「覚世」3篇から「天朝田畝制度」に至る一連の理論的基礎を持つていたのとは大いに異なるし、また上海や福建省の小刀会が蜂起に当つて出した「佈告」の如きも史料からは全く見られず、従つてその蜂起の動機や目的を的確に把握することは困難である。

勿論それは既述の如く、太平天国の活動に刺戟され、直接的には浙江省へ侵入した太平軍に響応して起つたとも考えられる。しかし、たゞそのような外部からの営力によつて、あのような蜂起がなされたとするわけにはいかぬ。それにはそれとしての主体的内在的理由があるべきであると考えられる。またこの蜂起をしばしば支配者側が「平(陽)・泰(順)両邑辺境、……民風頑悍。」¹⁾といつていような、単なる住民の性格に解消して了うことも勿論できぬ。と言つて、蜂起する内在的理由、例えば清朝を通じての、特にアヘン戦争以後の、該地に於ける社会的経済的変化による歴史的必然性というようなものを、はつきり掴むための史料は今の所手許にない。社会的経済的変化——封建社会の崩壊過程を知らせるような一般的な史料はあつても、金銭会の蜂起それ自体に、それをひつけて、具体的に説明しうような史料がないのである。

そこで私は以下に蜂起の条件というようなものを一二挙げて考察の対象としたい。

平陽、泰順の辺境が「民風頑悍」であることは前述したが、「申報」にもその地の住民の性情について、「惟うに台温二処の人は、即ち凶悍に習う。就中、尤も黄巖・平陽を以て最と為す。」²⁾と

ある。しからば、金銭会蜂起の中核である平陽を中心として、東北の黄巖、西南の泰順に至る地帯の、いわば「習性」ともいうべき「凶悍」なる民風は、そもそもいかなる理由にもとづくものであろうか。それは矢張りこの地域の地理的条件、更にそれによつて大きな規定を受ける社会的条件のしからしむる結果によるものと思う。

「福寧紀事」に、「甌閩地勢、山環海錯、奸宄之淵藪也。」³⁾と見え、「皇朝經世文編」に、「閩之漳泉、浙之温处、傍海依山者多。」⁴⁾とあるように、平陽から瑞安、温州府にかけての沿海及び内陸地域が、福建省東南部の漳州・泉州両邑地帯と同様に、見るべき耕地をもたず、奸宄の発源地たる地理的条件の下にあつた。従つて若しこの地の住民が一旦食を欠くような状況に迫られると、当然海盜となるか山賊となるか、又その地の豪家富家を襲い、一時糊口の資を得ようとする。「申報」に、「温台浜海の区、平時、内地常に人満無田無産に苦しめば、則ち海に入りて盜と為る。……其性情剽悍にして、習い強鹵を尚ぶ。」⁵⁾とあるのは、その一端を明瞭に物語っている。以上のように耕地の寡少と、五穀栽培に不適な条件下の農業生産といえは、商品的農業生産物の栽培に依拠せざるを得ないのではないか。次に挙げる史料は、光緒年間のもので時代は下るが、例えば泰順県の例として、「薬材中泰求一物、産於東甌泰順県山中。郷民搜掘入山、習為恒業。」⁶⁾とあるのは、求がたとえ自然薬草としても、それが商品として販売された点については疑いなく、会首の有力者朱秀三が売薬にて生活を維持していたことも、それに関連して考えられはしまいか。又文中、「習為恒業」とあるように、住民が早くからそれにタッチしていたことがわかる。

又、瑞安、永嘉、泰順、平陽、樂清らの府県属が鴉片の栽培に早くから従つていたことは、「温州五県、所産鴉片、以瑞安為最。永嘉平陽樂清次之、泰順又次之。」⁷⁾とあるによつて知られ、又、「〔浙江瑞安県〕紅花〔昔時作餅販運遠处、此時洋色盛行、無有業是者矣。〕」⁸⁾とあるのは、藍靛の如き染料についての史料であり、光緒時代には既に外国染料の進入によつて土産の染料が振わなくなつたことを述べたものであるが、「昔時……」とあるのによつて、この地域が早くから染料の如き商品生産に従つていたことがわかる。以上挙出の僅かな史料のみで結論を出すのは早計に過ぎるが、もし如上の地域に早くから商品作物の栽培が行なわれていたとすれば（というのは、それに反対する有力な史料も只今のところ見当らぬので）、当然そこに地主＝商業資本の介入が行われ、土地の集中と農民層の分解が見られ、早熟的にルンペン・プロレタリアートの拆出せられるべき土壌を形成するといえる。しかるに中国の都市は、封建権力の牙城であり（城居地主＝官僚＝国家権力の提携）、以上のルンペン・プロレタリアートの労働力を吸収すべき機能を有しない。従つて彼等は依然として農村社会内に深く低迷して、時として地方の擾害をなす。

彼等は平時に於ては流動して、可耕地あらば封禁と雖も「私墾田畝」し、「刮土煎塩」し、官憲が後難を恐れて禁逐しても、尚「朝驅暮回」する始末であつた。⁹⁾又所謂「客戸」として他地域に移動し、貧農としてその地に定着する。例えば嘉慶4年の進士たる朱桂の「論南田山開墾状」¹⁰⁾に拠れば、台州府東北方の南田を中心とする嶼島が、従来より封禁の地でありながら、無業の貧民によつて開墾され、「臨海黄巖県の人、其の大半に居り、温州の平陽、十の二三に居る。」とあるように、平陽県人の移住者が目立ち、彼らは「祖孫父子数世、山に在りて開墾する者あり、3・40年、2・30年等しからざる者あり、皆攜うるに家室あり、間々眷属を帯びざる者有り、皆南田山内に依懐し耕種す。」と見えるように、大抵は家室を引具して長期に亘りその地に定住して耕作に従う貧農であつた。又前記「福寧紀事」に「平陽客戸の福寧に住むもの数万戸。」¹¹⁾「惟うに霞浦轄するところの各郷に、寄居する平陽人、之を土著に較べて十の三四、或は二三世、或は数十年。」¹²⁾とあるのも同様であつて、平陽県人が如何に他府県、或は他者に移住していたかの証左である。そしてこれら客戸が、均しく「耕作貧民」¹³⁾であり、「種山貿易」¹⁴⁾といわれるような生活状態であつて見

れば、生活上の圧力は決して除去されるべくもなかつた。註12)で掲げた文に続き、「其中、分に安んずる者固より多し、而して此次^{たび}の会に入りて情を知る者、亦復た少なからず。」とあり、これは前節で触れた同治3年の福寧府攻略計画に関する史料であるが、これによつてその謀略の基本的群集が、以上の平陽客民であることを思えば、茲に於ても亦他地域に於けると同様に、地方擾乱のベースがルンペン・プロレタリアート及びそれと同列の貧農にあつたことを首肯しうるのであろう。さきの趙啓らが「將大拳」んとして、「日招亡命」いた亡命も、もとよりそのようなルンペン・プロレタリアートであり、逆にいえば、「散在」的な彼らの不満と苦悩を、一つの結集した反官反権力的な勢力に組成して行つたのが、周榮や趙啓らであり、その結着点に、封建社会に共通な現象である呪術や宗教的マジックが存在した。しかしそれはどこまでもヴェールとしての意味をもつただけであり、特に金銭会の場合は史料上からは宗教的雰囲気は殆んど感ぜられないといつてよい。

以上に私は社会的経済的変化の中に於ける、該地域の地理的条件の有する意味といつたものについて駄弁を弄したが、更にこの蜂起を促進し可能ならしめた条件として、該地に於ける封建的軍事力の弱体化（即ち前述の如き太平軍の浙省蹂躪下の軍情）を挙げることができるし、又、省境地帯が官憲統治力が比較的及び難い、いわゆる「死角」的地域条件を備えていたことにもよるものであろう。即ち同治2年福寧府知府として到任後、久しからずして紅布会と改名した金銭会の蠢動を偵探した程榮春が、しばしば「特閩省知其謀而不能越境征剿、浙省不知其計而不肯實力搜拿、此該会匪等所以肆無忌憚也。」¹⁵⁾と嘆いているように、行政上の制約によつて「越境征剿」ができない事情の下では、省境こそ蜂起の根拠地としての恰好な条件を備えていたと言えよう。

次に金銭会蜂起の主体を考える上で、既にその基本群集—基盤が貧農、流氓(亡命)、零細漁民、客戸等、総じてルンペン・プロレタリアートに類する最下層によつて構成されていたのであろうと指摘して来たが、茲では主として金銭会指導者たちの階級性という側面から、この蜂起の主体を考えてみたい。

まず趙啓は、前述の如く錢倉の埠役であり、飯舗を經營しながら、傍ら材木業に出資していた。又当地を往来する革弁が大い彼の飯舗に逗留休息していたことを考えれば、¹⁶⁾各地の情勢を逸早くキャッチしうる立場にあつたと思われる。第2節註7)で、蜂起途上彼の飯舗が参謀本部的機能を果たしたのではないかと指摘したのは、その点を考慮してである。次に金華から錢倉に客となつた周榮は、売筆者で「識字者」であり、朱秀三は、薬売者で粗々医にも通じていた。¹⁷⁾従つてこの3人は当時にとつては、やゝインテリの部類に属すると考えてよいのではないか。又他の会首、繆元、孔広珍は、それぞれ「塑神像者」¹⁸⁾「鬻□□者」¹⁹⁾とあるように、職人・零細商(販夫)であつたと考えられる。更に瑞安出身の蔡華は、さきにも屢々触れたが、「家有田七八頃、衣食頗饒。性嗜利、於宅辺開木行、与趙啓合夥。」²⁰⁾といわれるように、相当の資産を有し、趙啓と木行を共同經營し、(趙啓は出資のみで自らはタッチしていなかつたと思われる)、「性嗜利」というように「營利心」も少からず強かつたようである。しかも彼は蜂起の為の資金の調達者であつたことは前にも述べた通りである。しかし、もともと彼が家富の出でなかつたのは「小苦学」²¹⁾とあるのによつて知られ「每清晨躬負木料」²²⁾というように、早朝躬ら労働に従い、封建地主や前期の商人とは自ら異つた生活態度であつた。又瑞安县城東門外に於て、錢舗を開ける陳瑞錦、同じく薬舗を開ける葉雨金らも入会していた。²³⁾又既述の林埠の牙戸、李子榮も会党であつた。咸豊11年9月12日、遂に生擒の上斬首された会徒蔡士礼は、もと「海濱の劇盜」²⁴⁾であり、その前日小杉板船内で拿獲された6人は、俱に「負販海濱」²⁵⁾の零細漁民であつた。更に会党の嚮導をなした逆党楊銀喜は「壳蓋為業」²⁶⁾して生活の資を得ていた。又別に錢倉汎外委の朱鳴邦、百総楊世勳、林埠の地保鄭歩高の如き下級武官、土着警備員も会に通じていた。²⁷⁾又前記の如く各營の弁兵、府県署の胥吏も勾結し、一部紳衿

の通ずる者があつた。しかしこれら營弁、豪吏、郷紳らの「通会」者の多くは、はじめ金銭会の蜂起に当つて、それが太平軍の号令によつて起つたと称し、入会者はその害を受けぬと宣伝し、しかも当時は、既に処州を攻陥していた事情にあつたので、「官民皆恫疑」²⁸⁾した結果によるものであろう。平陽知県翟惟本などの曖昧且つ奇怪な行動の中に、それが表われているように思う。従つて浙江省に於ける太平軍の軍事力の変化と、金銭会蜂起の発展過程の中で、より時間を仮すならば、所詮その階級的性格を明瞭にすべき性質のものでなかつたか、と考えるものである。勿論この蜂起は尚雑多な不純な要素を排除し得ないままに潰えた。しかしこの金銭会の蜂起は、前稿で述べた福建省の小刀会の蜂起に比べた時、階級構成の上で、より明確なものを観取しうるように思う。

所論がいささか先走つたが、要するに以上の指導者の性格の中に、私は封建社会内部の矛盾とその解体過程の中から生れて来た「新しい型」の中小或は零細商人、換言すれば、旧來の地主＝官僚＝商業資本の三位一体としての商人の型とは異質の、いわば「小商品生産者」層というべきものを見るのであつて、特に趙啓や蔡華にその点を読みとることができるように思う。

以上の様にルンペン・プロレタリアートや貧農を中核にし、「新しい型」の中小商人によつて指導された金銭会が、湖石団をつくり、蜂起軍の鎮庄に當つた瑞安生員張家珍が、「家貧無籍」²⁹⁾といわれるのを例外とすれば、その地域の封建地主・富戸を以て当面の敵とすることは何等不思議ではない。前述のように、蜂起の当初焚掠を被つた瑞安の貢生陳安瀾一族は、「世雄於質」といわれる素封家であつた。そして彼の蔵書や宗祠の香火を尽く厠に投棄して氣勢を挙げたという行動の中に、古い伝統に対する激しい憤りを感得しうるのではないか。又ついで、劫掠をうけた温氏一族は「雷洗尽温姓」且つ数村に跨つて族的結合を行つて、強盛平陽第一という大族であつた。又地方の団練を弁理し、金銭会鎮庄に狂奪した前記孫鏘鳴も、もともと瑞安の豪紳。平陽江南張家堡居住の楊府君は、金銭会に対抗するために、「諸大戸、豪民を召し、悉く集めて会飲せしめ」³⁰⁾彼も亦「世以質雄江南。……務儒業。」³¹⁾という読書人＝劣紳であつた。金銭会が蜂起途上で地主富家を敵とし一般の民家の劫掠や殺傷を戒めたと考えられるのは、例えば8月23日、朱秀三が平陽県城に薄つた時、「連劫諸富民」³²⁾とあり、趙啓・蔡華らが同じ28日に温州府城突入に當つて、「焚掠各鋪戸及各紳富千七百余家」³³⁾とあつたり、その時に「多在大街搶劫、並無殺傷百姓」³⁴⁾と見えることから窺える。このことを裏返して言えば、金銭会内部が「無少長老幼、皆相呼曰兄弟」³⁵⁾というようないわば民主的組織形態の中に、「敵と味方」との意識の鮮明さを些か汲み取れると思うのである。

以上で金銭会蜂起に関する大雑把な叙述は終るが、一言で言えば、この蜂起の中に私は、未成熟ながらも、基本的には「太平天国の革命運動」と同じ型を見出すのである。

註 1) 「福寧紀事」p. 185

2) 光緒7年4月17日(前記「中国近代農業史資料」p. 170より転引)

3) 註1)書 p. 111

4) 卷83兵政14海防上、敵如煜「沿海礮堡説」

5) 「申報」光緒7年4月19日(前引「中国近代農業史資料」p. 169より転引)

6) 7) 8) 順次前註「農業史」p. 558, p. 460, p. 456より転引

9) 「皇朝經世文編」卷83兵政14海防上、浙江巡撫、李衛「請設浙洋玉環山官兵疏」雍正4年

10) 同上、卷34戸政9

11) 12) 13) 14) 15) 「福寧紀事」順次に p. 107, p. 128, p. 158, p. 167, p. 136

16) 第3節註3)を参照せよ。

17) 18) 19) 「錢虜爰書」p. 1

20) 21) 22) 同上、p. 10

23) 24) 25) 26) 同上書、順次に p. 31, p. 15, p. 16, p. 37

27) 同上書、p. 1, p. 10, p. 3を参照

28) 「遜鈔」p. 76

29) 同上書、p. 55

藤 岡 次 郎

- 30) 31) 32) 同上書 p. 70, p. 71, p. 51
- 33) 「錢虜委書」 p. 11
- 34) 「金銭会瑣記」 p. 45
- 35) 「遜鈔」 p. 47